

かまくらFP通信

～気軽に読めて役に立つ
マネー情報をお届けします！～



2023年
6月号

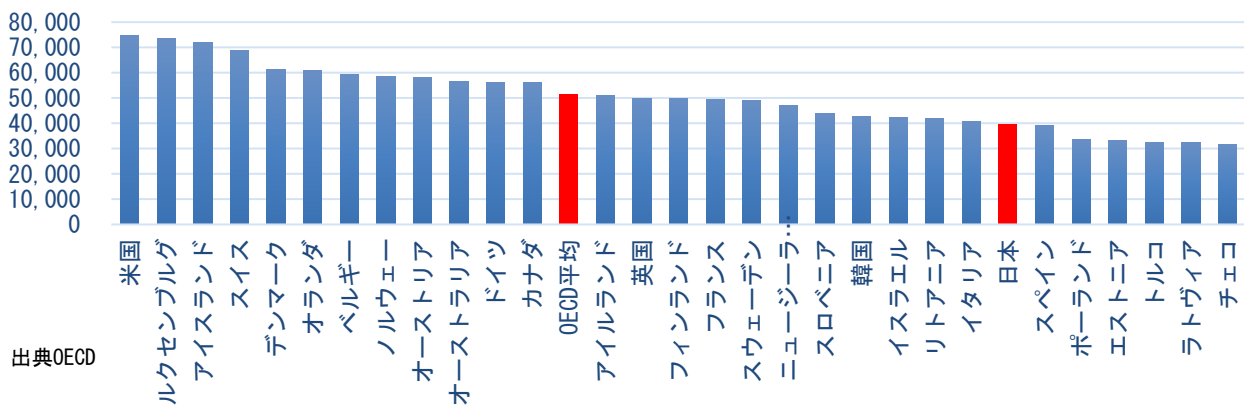
特集 日本平均年収、世界では24位！？

日本の給与はなかなか上がらない…と言われて久しいですが、日本の平均年収は、世界中でどのくらいの水準なのでしょう？

以下のグラフはOECD(経済協力開発機構)加盟国のうち、平均年収の高い順に30カ国+OECD平均値を表したものです。1位は米国(74,738ドル)、2位はルクセンブルグ(73,657ドル)、3位はアイスランド(72,047ドル)です。日本は…？

OECD加盟国中、なんと24番目で39,711ドル。米国の約53%しかありません。嘆いても仕方ありませんが、まずは「世界における日本の水準を、日本人自身が自覚する」ことも大切ですね。

世界の平均年収ランキング(2021年、単位米ドル)



出典OECD

? マネークイズのコーナー

40代二人以上世帯の手取りに対する貯蓄率はどのくらいでしょう？

- 1 5%
- 2 12%
- 3 20%



(答えは裏面にあります！)

今月のお知らせ

夏至は「1年で最も昼が長い日」とされていますが、北欧ではパワーがある日としてお祝いする所や「恋の魔法の日」とする所も多いそうです。スウェーデンでは7つの野草を枕の下に、ギリシャ北部ではイチジクの木の下に自分の持ち物を置いて眠ると、夢で将来の旦那様に会えると言われています。



コラム 教育資金贈与、使い残しに対して課税厳しく

「孫の教育費のためにお金を贈与したい」と思うおじいちゃん、おばあちゃんも多いはず。受贈者一人につき1,500万円まで非課税で贈与することができるのが「教育資金の一括贈与制度」です。手続きは金融機関で行います。金融機関と管理契約を結び、受贈者名義の口座に贈与金を一括入金。そして、教育資金の領収書、請求書などを提示することで、お金を非課税で引き出すことができます。対象は受贈者が30歳まで。また、税制改正で、使い残しに対する課税が厳しくなっています。利用する場合は、詳細を確認しておきましょう。

- ① 受贈者である子や孫は30歳未満であること
- ② 受贈者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
- ③ 非課税となる教育資金は1,500万円（学習塾など学校以外の支払いは500万円）まで
- ④ 適用期間は2026年3月末まで
- ⑤ 契約期間中に贈与者が亡くなった場合、死亡時の残高は相続財産に加算される
（ただし、受贈者が23歳未満、または在学中などは除く）
（相続税の課税価格が5億円以上の場合は、受贈者が23歳未満であっても相続財産に加算）
- ⑥ 受贈者が30歳になった時、在学中でない場合は、その時の残高に贈与税が課税
- ⑦ 受贈者が在学中などの場合は、最長40歳まで利用可能



A マネークイズの答え

正解：2 12%

40代二人以上世帯の手取り収入に対する貯蓄率は12%。手取り年収が500万であれば毎月5万円を貯蓄していることになります。全世代平均は11%。



（出典：家計の金融行動に関する世論調査 令和4年）

編集後記

6月24日 インドから一時帰国している長女と孫2人と一緒に、イギリスに留学する次女と、イギリスに転勤する次女の夫を成田空港に見送りに行きました。



朝便なので前日から空港近くのホテルに宿泊し、旅立ち前のひと時を一緒に過ごしました。日本では寂しくなりますが12月にインド一家と共にロンドンで集合することになりました。次に会うときは孫②が歩いているかも(^)♡♡

発行

株式会社 慶 優 <https://keiyu.jp>

神奈川県鎌倉市小町1-8-21

お問い合わせは ☎0467-22-5200 まで！

E-mail ✉ : hirota@keiyucorp.com

